

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

羽生市長 河田 晃明

市町村名 (市町村コード)	羽生市 (11216)
地域名 (地域内農業集落名)	尾崎地区 (尾崎南部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・平成27～28年に実施した農地の基盤整備事業により、作業効率が向上。
- ・耕作者の6割は後継者がおらず、後継者不足の傾向が見られる。
- ・今後の経営規模について「現状維持」の意向を示す農業者が多いが、規模拡大の意向を示している農業者もいる。
- ・多面的機能支払交付金を活用している(組織名:尾崎の環境を守る会)

【地域の基礎データ】

農業者:13名(うち認定農業者4名)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・主要作物は水稲。
- ・規模拡大に意欲的な地区内の担い手へ農地の集積、集約をしていく。
- ・新規就農者や若手農業者をサポートする地域の受け入れ体制を整備する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、規模拡大に意欲的な地区内の担い手へ農地の集積・集約をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の9割以上の農地が農地中間管理機構を活用している。地域の実情や農業を担う者の意向に応じて、集約を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成27～28年に農地の基盤整備を実施。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業を担う者の営農継続に向けて、市や加須農林振興センター、JA等の関係機関と連携して相談体制を確立するとともに、農地の幹旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスの情報収集に努め、活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--